



行政の相談所の職員

福祉の相談窓口として地域の人々のくらしをサポートする

行政の相談所とは、国や地方自治体が行う社会福祉サービスの相談機関のことです。職員は、地域で保護や支援を必要とする人々の相談を受け、問題解決のサポートをします。対応できる内容は相談所の種類によって異なりますが、高齢者や子ども、障がいのある方、生活に困っている方やひとり親家庭の人などの相談・支援を行う仕事です。窓口での対応以外にも相談者の家庭を訪問することもあります。その人に必要なサービスや施設の紹介・入所の手続き、生活保護の実施、また福祉施設との連絡・調整などを行います。

職種紹介

福祉事務所の職員

福祉事務所は、市などに置かれる社会福祉サービスについての総合相談窓口です。ここで働く職員はケースワーカーと呼ばれ、生活に困っている人、高齢者、子ども、母子、障がいのある方など、社会生活の中で困難を抱えている人の相談に応じるほか、分野によってはサービス利用開始の決定、調整などを行います。

児童相談所の職員

児童相談所は、原則として18歳未満の児童福祉についての相談を受ける専門機関です。福祉事務所・児童福祉施設・学校などと協力し、児童福祉に関する様々な課題に対応します。たとえば非行、不登校や虐待を受けるなど適切な養育が受けられない子どもについての相談などがあります。

身体・知的障がい者更生相談所の職員

都道府県や政令都市に1つずつ置かれる相談所で、障がいのある方本人や家族からの相談を受付けます。障がいの状態を判断し、アドバイスや施設に入所するための調整を行って、障がいのある方が地域で豊かな生活を送れるよう、サポートを行います。

婦人相談所の職員

婦人相談所は、暴力や家庭内の問題など生活する上で課題をかかえる女性をサポートする機関で、主に都道府県に1つずつ設置されています。相談内容にもとづき女性を一時的に保護したり、必要なサービスや施設・仕事の紹介などを行います。